

# タイの農家負債問題

た なか ちゆう じ  
田 中 忠 治

## I

まず、タイの農家負債について交わされている論議を振り返って見ながら、問題を設定したい。

この国の農家負債も歴史上常にそうであったように、商品経済の滲透につれて増大する。その契機となったのは、1855年のボーリング条約 (The Bowring Treaty)<sup>(注1)</sup>を始めとする一連の西洋先進諸国との通商条約の締結であった。

この国の農家負債問題は、後述のように、華僑対タイ農民の問題として、広く一般に考えられ、それをめぐって論議が展開している。そこで、華僑とタイ農民が商品経済の滲透によって形成された新しい経済体制の中でどのように位置付けられたか、簡単にイングラム (James C. Ingram) の記述を引用しながらふれておきたい。

1855年のボーリング条約以後、「従来経済にあって、さほど重要な意味をもたなかった貨幣が重要な役割を演ずるようになる。西欧商人はボーリング条約によって綿製品のような安価な消費財をタイ市場に自由に持ち込み、タイ人はこれを購入するようになった。タイ人は貨幣がなく購入できない場合、貨幣収入の源泉を探し求めた。貨幣は輸出市場向きの若干の第1次産品を生産することで、容易に獲得することができた。農村、農家では換金作物生産への転換が行なわれるとともに、きらびやかな衣料の購入が始まった。農村の家内工業は衰退した。綿花畑は水田に変えられ、また、

より水田に適した土地を求める農民によって放棄されるようになった」<sup>(注2)</sup>かくて、「タイ国は自給経済から、2, 3の原始的生産物 (米, スズ, チーク材などで、のちにゴムが加えられている) を生産し、それらを販売することによって、生活必需品を購入するという特殊化された経済となる。」<sup>(注3)</sup>そして「大部分の農民が米作に集中し、米はかれらにとって唯一の換金作物となった」<sup>(注4)</sup>また一方、「このような貨幣経済の発展は必然的に新しい経済機構——農作物の集荷、輸出港までの輸送、外国商人との取引 (農作物の売り渡しと生活必需品の買い付け) ——の形成を要求した。これら仲介的機能は、すでに1850年当時、その地位にあった華僑によって構成された。西欧商人はとくに卸売り段階でこれに加わったが、ほとんど華僑の独占するところとなった。タイ人はまったくこれら機能には関与しなかった」<sup>(注5)</sup>。

このように商品経済の滲透によって、輸出米生産者はタイ農民、流通部門の担当者は華僑と、両者の役割の確立をみる。

1932年の立憲革命以降、政府の華僑弾圧、タイ人の商業への進出奨励によって、この両者の関係に変動があると推測されるが、農村における商人の人種の構成に関する資料はない。戦後の中部タイ、プラナコン県のバンチャン村 (Bangchan)、バンクワット村 (Bangkhud)、ピサヌローク県のトントナー (Tong Taa) 村など、実態調査<sup>(注6)</sup>はいぜんとして、タイ農村における雑貨商、粗仲間、

精米業者は華僑の役割であると報告しているの  
で、このタイ農民と華僑の位置付けは、今日も変  
動していないとみるのが妥当であろう。

商品経済の発展は信用を伴うのは不可避であ  
って、農家が負債を有するようになるのは当然であ  
る。

タイの農家負債は1917年の大洪水、1919年の大  
旱魃と重なった1920年前後、および世界恐慌の影  
響を受ける1930年代の初頭には、高利貸しへの土  
地集中を招き、社会問題化するまでに増大してい  
る。当時の政府出版物に見られる次のような記述  
から、その状態がうかがい知れる。「今日シャム  
の中で米を商業の目的で生産する地方の農民たち  
は個人的金貸しに重い負債を負っている階級であ  
ると確信をもっていう。しかもこの負債のもの  
たらす精神的な影響は、往々にして惨憺たるもの  
がある。というのは農民は土地の所有権を失うば  
かりでなく、自己の運命を開拓し、改善しようと  
する創意も希望を失いつつあるからである」(註7)。

この時機から、農家負債は政府当局、世人の注  
視を浴びるようになる。1917年の大洪水による凶  
作を機縁として、政府は農家負債借替資金提供の  
目的をもって、信用協同組合を創設、農民救済に  
乗り出している。そして一方では、このような事  
態を招来した因を求めて、為政者、知識人のあい  
だで盛んな論議が交わされるようになった。

#### (1) 一般に流布した見解

この国の農家負債問題は、まず華僑問題として  
取り上げられた。これは前述したような商品経済  
の滲透がもたらした華僑対タイ農民の関係からみ  
て当然のことであろう。負債が問題化したこの時  
期(1917年)は、華僑罷市(1910年)<sup>(註8)</sup>「東洋のユ  
ダヤ人」の発表(1914年)<sup>(註9)</sup>などで、反華僑意識  
がタイ社会に強い盛り上がりを見せていた時期で

あったがために、極端な見解となってあらわれた。  
「華僑はタイ農村の未発達な状態、農民の無知な  
どに乗じて、商人(雜貨商、穀仲買人)ないしは金貸  
しとして、農村経済に入り込み根を張りめぐらし、  
商略や欺瞞によって農民との取引からきわめて大  
きな仲介利潤や金利を得、しかもこの利益をその  
ままかれらの故郷へ送金し、タイ国内にほとんど  
富を残留せしめない。タイ農村ひいてはタイ国民  
経済を現在のような貧困状態に停滞せしめつつあ  
るのは、一つにかかって、かれら華僑のタイ国に  
寄生しているからにほかならない」<sup>(註10)</sup>とする華  
僑の害を誇張したものであった。

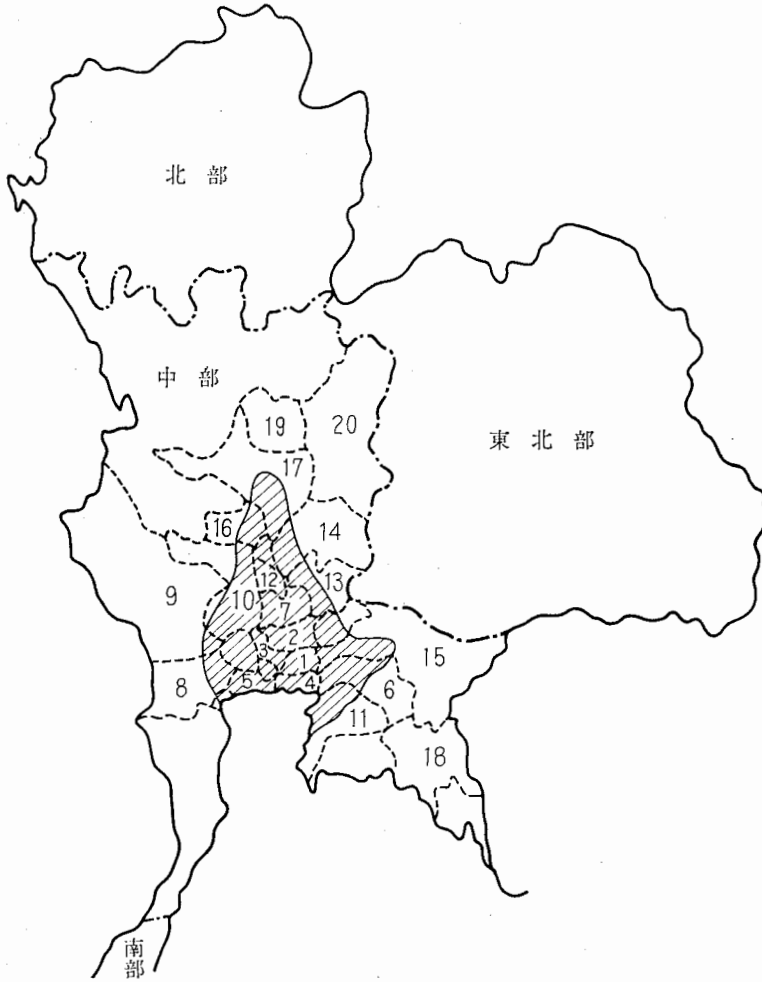
1932年の立憲革命後、政権を担当したナショ  
ナリストが「タイ人のタイ国」の建設を標榜し、華  
僑弾圧政策をとり、反華僑思想の宣伝につとめた  
ので、この見解は広く一般に流布するところとな  
った。しかしながらこの見解は確固たる根拠をも  
つものではなく、単なる憶測に過ぎなかった。

#### (2) ジンマーマン(C. C. Zimmerman)の見解

農家負債問題が実証的裏付けをもって考えられ  
るようになったのは、ジンマーマンの1930~31年  
農家経済調査<sup>(註11)</sup>後である。この調査はタイ全地  
域より40カ村を選び、1村当たり50戸の農家を任  
意に抽出して行なった標本調査である。この調査  
によって、この国の農家負債は中部に集中してい  
ることが明らかになった。有負債農家の全調査農  
家に対する割合を地域別(地域区分について第1図参  
照)に見ると、中部49.16%、北部17.8%、南部18.2  
%、東北部10.7%であり、また農家1戸当たりの  
平均負債額は、中部19.36バーツ、北部29.91バー  
ツ、南部7.97バーツ、東北部12.11バーツであ  
って、中部の有負債農家割合は他地域と比べて圧倒  
的に多い。

この農家1戸当たり平均負債額を基礎にして、

第1図 1958年調査対象の20県



〔県名〕

- |              |              |               |
|--------------|--------------|---------------|
| 1. プラナコン     | 8. ラーチャブリー   | 15. ブラーチーンブリー |
| 2. パトムターニー   | 9. カーンチャナブリー | 16. チャイナート    |
| 3. ノンタブリー    | 10. スパンブリー   | 17. ナコンサワン    |
| 4. サムットプラカーン | 11. チョンブリー   | 18. チャンタブリート  |
| 5. サムットサーコン  | 12. アーングトーン  | 19. ピच्छ      |
| 6. チャチュングサオ  | 13. サラブリー    | 20. ペーチャブーン   |
| 7. アユタヤ      | 14. ロップブリー   |               |

(注) ----- ジンマーマン、アンドルースの地域区分線  
 ..... 県境

タイにおける農家負債総額を1億4300万バーツと評価する(地域別内訳……中部1億2350万バーツ, 北部858万バーツ, 南部277万バーツ, 東北部861万バーツである)。このうち中部の6割, 北部の5割に当たる7753万2000バーツが, 農家が土地担保で高利貸し

より借り受けている有害負債(harmful debt)として, この国の農家負債問題は商品経済化の進んでいる中部と北部チェン・マイ近傍の問題であるとしている。この商品経済化の進んだ地域におけ農家負債が有害であるとするかれの見解を見よう。

かれはこの地域の農家負債が危険を招く因を次の2点, すなわち雑貨商, 粃仲買人, 高利貸しが同一人格であること, および自給経済における貸借方法, 貸借に対する態度をそのまま貨幣経済に引き継いでいることなどに求める。かれのいう自給経済における貸借方法とは要約すると次のようなものである。貸借は同村内の隣人, 親戚間で行なわれる場合が多く, その返済の期限は必ずしも明瞭に規定されておらず, 借り手の都合のよい時, また貸し手の必要のある時になされる。担保の要求されることは少ない。また多くの場合借受の目的物は粃であり, その返済も粃で行なう(注12)。

商品経済の滲透とともに, 債権者は親戚, 隣人から高利貸し

へと変わり, 借受目的物も粃から日用品, 現金へと変わった。しかしながら粃で返済するという昔ながらの方法が多くの場合引き継がれている。このことは高利貸しが雑貨商, 粃仲買人を兼ねるといふ錯綜した経済組織の中で, 農民を不利

な立場に置くことになる。「債権者は——華僑であれ、シヤム人であれ——たいていの場合 穀の商取引引きを行なうが、しばしばかれらは打散に立ち合い、また米の等級や価格を一方的に定め、しかも米を量る容器すらも自分で決めている。かように買い手の方が米の取引引きをいっさい握っているという事実を考慮すれば、農民への貸し付けからどれほどの利潤を得ているかはかり知れない。また債権者は時おり食物や衣服の形で、農民に貸し付けをしている<sup>(註13)</sup>。このような経済関係にあって、「農民はかれの地位がどのようにになっているのか、商品に対して何を支払い、借金に対して何を支払い、そして自分の穀からいったい何を得たのかまったくわからないでいる」<sup>(註14)</sup>。

このような状態にありながら、農民、高利貸しはともに自給経済当時の貸借と同様な態度で、高利貸しは利息以外にはきびしい元本の取り立てもせず、また農民も毎年借金を繰返しているところに危険があるとす。すなわち農民の生産と生活との再生産が順調であれば負債は比較的短期に清算されて問題はないが、ひとたび米価が下落すれば、農家所得は減じ、負債は清算できず累積するところとなって、結局土地は高利貸しの手に渡り、農民の没落を招くからである。

### (3) アンドルース (James M. Andrews) の見解

第2回目の農家経済調査<sup>(註15)</sup>は、1934~35年アンドルースによって行なわれた。シンマーマンが調査した40カ村を対象とし、1村落から40戸(シンマーマンは50戸)を任意に抽出して調査している。この調査で、世界恐慌直後の1934、1935年3月末の負債状況が明らかにされた。

1934年3月末の有負債農家の全調査農家に対する割合は、中部61.5%、北部17.5%、南部18.57%、東北部19.69%であり、農家1戸当たりの負債

額は中部233.82パーツ、北部17.16パーツ、南部9.59パーツ、東北部6.77パーツとなっている。シンマーマンの調査時に比べて、中部だけが増大し、他地域との差を大きくしている。

1934年末のタイ国農家負債総額を1億4300万パーツと評価している。地域別割合は中部80%、北部8%、東北部7%、南部3%と推定する。この調査結果からも農家負債の問題は中部の問題であることがわかる。しかしながら、かれは東北部、南部、北部、東南部の負債が全然無害であり、危険のないものであると同様、中部のそれもたいていの場合親戚、隣人よりの借り受けであって、利子も法定利率15%を越えることはまれで、ほとんど無害であるとし、問題となる地域を中部の中でも灌漑の発達したデルタ地域に限定している。それでは農家負債問題を灌漑の発達したデルタ地域に限定するかれの見解を見よう。

かれは農家負債の調査結果を述べるにあたり、「シヤム農民および債務者の苦悩の大部分は華僑金貸しや穀仲買人の有害な作用に基づくとの信念が、バンコックで大部広まっているので、自分はこの第2回調査において、報告された各負債の債権者の人種について、正確な知識を得ようと試みた」<sup>(註16)</sup>と記述しているように、華僑と農家負債の関係を明らかにすることを調査の一目的としている。

調査の結果、債権者の人種別比率は、東北部99.66%、南部84.95%、北部87.01%、中部90.52%まではタイ人であり、残余が華僑であった。また調査40カ村のうち借入金総額の5%以上を華僑より借り受けている村はわずかに9カ村に過ぎず、華僑金貸しは数的には非常に少ないとする。調査村の負債実例をあげ、大体の傾向として、華僑よりの負債は利息を要求されることが多く、ま

れには高利なこともあるが一般にはタイ人からの借受と大差のないことを指摘する。さらに中部のプラナコン、チャチュンサオ、パーチャブリー、チャンタブリーの諸県での華僑よりの借受はほとんど商品の信用買いの形で行なわれているが、無利息の場合が多いことを指摘して、「華僑は金を貸す場合実務的であり、契約書を書かせ、担保をとり、利息を要求するが、タイ人のようにしばしば不法利息を要求するようなことはない」(注17)とする。このように数的、質的に見ても「商人や仲買人が農民を圧迫する手段として貸し金を利用するということはたいいていの場合不当である」(注18)と結論づける。そして、「農家負債問題のいちじるしい危険は、華僑金貸し、商人の農民に対する態度、あるいは過度の利子請求にあるのではなく、むしろ金融技術が農業の商品経済と歩調を合わせて発達せず、貸借が昔のままの方法で行なわれている点や、人工灌漑設備の発達している地方に見られるような地代の高率である点にある」(注19)としている。このようなかれの見解を裏付けているのは、次のような事例や、数字である。

「ナコン、ラーチャシーマ-近傍の村では、ぜひとも矯正されねばならないような特殊な事例が存在していた。この地方の村人は、富農や県の中心地に住む金貸しなどから、金を借りた場合、表面的には公平な利率だけを支払えばよいような契約を結ぶのであるが、その実債権者連は自分の貸し金に対する利息を合法的な要求をはるかにえ越た、法定利率(15%)の2倍以上にもするような方法を用いている。すなわち金を貸した連中は利息の支払いは粗でなすべきこと、粗の評価をなす権利は債権者自身が持つべきことなどを要求する。収穫が終わった時、かれらは粗の評価をきわめて低くし、貧しい農家から利息を徴収する。その後

かれらは自分の評価よりもはるかに高く粗を販売しうるまで待ち、かかる手段によって貸し付け原本の36.84%にも達する利率を受け取るのである」(注20)。このように貸借関係に粗を介在せしめる前資本主義的な貸借方法の存在をジンマーマン同様問題とする。ジンマーマンが商品経済化の進展している地域で、商人=高利貸によって通常用いられている方法であるとするのに対し、アンドルースはこの事例を挙げた後で次のように述べて、ジンマーマンの見方を否定している。「このようなことをするからといって、シャム人であれ、華僑であれ、金貸し、仲買人、店舗商人を非難するにはあたらない。このような方法はこの地方の富裕なシャム農民が貧農を犠牲にして、実行しているところであり、このことあるがために、これらの富裕な農民は商業中心地から法定利率で金を借りても引き合うというようなことが起こるのである」(注21)。

また灌漑地域における負債増加の原因として地代を挙げているが、その根拠となっているのは次のような数字である。現金または現物により借り受けた金額および信用買いしてその代金が決済されていない金額合計(A)と、未払い利息、未払い地代などで借受金に加算された額(B)の比率を算出する。東北部(A)97%に対し(B)3%、南部(A)99%に対し(B)1%、北部(A)94%に対し(B)6%、中部(A)87%に対し(B)13%で、中部における(B)の占める割合は他地域と比べて高い。中部のみについて(B)を細分すると、未払い利息29%、未払い地租7%、未払い地代60%、その他4%で、(B)のうちでも未払い地代の占める割合が高い。しかもこの傾向は中部の調査された11カ村のうちもっとも商品経済が進み、かつ灌漑が発達している、タンヤブリー、アユタヤ付近の村においては

いちじるしい。これらの村は未払い地代による負債増加が実に90%を占めている。このような数字をもとにして、かれは高率地代を第2の問題としている。

以上タイの農家負債に関する3つの見解を時代を追って見た。

ここでこれらを要約整理しておこう。

(1) 反華僑思想を背景として、広く一般に流布しているもので商品流通を支配する華僑を問題とする見解である。

(2) ジンマーマンの見解で、雑貨商、粃仲買人、高利貸しが分化していない点と、かれらによって粃を介在せしめる昔ながらの貸借方法が用いられている点を問題とする。かれは前掲の記述に見るように、「債権者は——タイ人であれ、シャム人であれ……」と述べ、ナショナリティを切り離して雑貨商、粃仲買人、高利貸しが同一人格であることを問題とする。しかし雑貨商、粃仲買人＝華僑というこの国の実態から見て、直接華僑を問題とはしないが、一般に流布している(1)の華僑有害説を肯定する結果となっている。

(3) アンドルースの見解で、雑貨商、粃仲買人の農民に対する不当なる態度、過度の利子請求に問題があるのではないとし、(1)、(2)、を否定する。そして、金融技術の未発達による昔ながらの貸借方法の存在と、高率地代に問題があるとする。

以上3つの見解から、この国農家負債をめぐる戦前の論議は商人(華僑)が貸し金を利用し農民を圧迫しているか、いなかという問題を争点としていたといえる。

この論争はアンドルースの調査報告で一応落着きを見ている。かれの調査後30年近く過ぎた今日、ジャコビー(Erich H. Jacoby)<sup>(注22)</sup>、イングラム(James C. Ingram)<sup>(注23)</sup>なども、かれの記述を引用

し、商人(華僑)有害説を否定しており、かれの見解は一応通説化していると見てよい。確かに、一般に流布している華僑有害説は誇張が多く、必ずしも正確でないことを実証し、農家負債問題の焦点は華僑以外にもあるということを指摘した点では高く評価されなければならないだろう。

しかしながら、このアンドルースの見解は次のような調査上の欠陥から疑問を残している。第1の点は、調査時点が仏暦年度末(太陽暦の3月末)で、粃の収穫(タイでは11月～2月)が終わって、短期負債が決済された直後であること。とくに商人の資金は、その性質上、回転度数が多く短期的なものであるから、商人の信用貸しも現金貸しもある程度までその年内に決済されてしまい、年度末の残額は比較的少ないのではないと思われるので、商人(華僑)からの負債件数の少ないということも疑問である。第2、3の点は弁済を粃で行なうという昔ながらの貸借方法(このような粃で弁済する方法はタイ農村でトック・カウ<Tok Khaw=落ちる、米の意>と呼ばれている。以後かかる貸借方法をトック・カウと呼ぶ)についての調査不じゅうぶんから生ずる疑問である。前掲ジンマーマン、アンドルース両氏の記述から明らかのように、この貸借方法が問題となるのは、貸借に粃を介在せしめることによって、高利貸しはその価格決定、計量などで術策、偽購をろうする機会をもち、農民に高利を支払わしめる結果を招くからである。そこで第2点はアンドルースはこの貸借方法を問題としながら、粃で支払った場合の現金換算率が明らかにしていないし、利子率算出の際まったく考慮されていない点である。第3点はナコン・ラーチャシーマー付近の事例だけをもって、この方法を用いているのはタイ人富農、タイ人金貸しなどで、商人が行なったところで非難するのは当たらないと

する。そして、雜貨商、籾仲買人が通常用いる方法であると主張する ジンマーマンの見解を否定しているが、このような方法は利にさとい商人がタイ人以上に常用するであろうことも推測されるところであるが、商人がどの程度この方法を用いているか明らかにしていない点である。このようなトック・カウについての疑問が解決されなければ、「華僑は……不法利息を請求するようなことがない」とか、「信用買いの場合は無利息である」という記述もそのまま受け取れない。

以上3つの調査上の欠陥を考えた場合、一般に流布し、ジンマーマンによって裏付けられている商人（華僑）＝高利貸しを問題とする見解を全面的に否定して、「商人や仲買人が農民を圧迫する手段として貸し金を利用しているということはない場合不当である」とするには、その実証的裏付けが不じゆうぶんといわざるをえない。

このように、戦前の論議から商人（華僑）＝高利貸しという結びつきはタイ農家負債にあっては問題でないとの結着を見ているのであるが、調査上の欠陥から疑問を残していた。これについての検証は、タイ農家負債問題研究のひとつの課題であった。しかしながらアンドルースの調査後長いあいだ農家経済調査が行なわれず、無批判にアンドルースの見解を受け入れざるをえない状態にあった。

戦後になって1953年第3回目の農家経済調査<sup>(注24)</sup>が行なわれた。これはFAO (Food and Agricultural Organization＝国連食糧農業機関) と ETAP (Expanded Technical Assistance Programme＝国連拡大技術援助計画) の農業経済統計の専門家として、タイ国に駐在したカッセバウム (John C. Kassebaum) の指導のもとに、タイ国農務省農業経済部が行なっている。この調査によって、戦後における負債

状況——有負債農家の割合、有負債農家の借り入れ金額、借り入れ先別利率、農家総資産に対する負債額の割合など——が明らかにされた。しかしこの調査でもトック・カウについての考慮が払われておらず（たとえば利率算出の場合、籾で支払ったものも含まれているのか、含まれているとすればその換算はどのようにしたのか、なんら記述されていない）アンドルースの調査上の欠陥をこの調査結果からは補いえなかった。

第4回目の農家経済調査<sup>(注25)</sup>が、1958年タイ国農業大学教授ウチット・ナークサワット (Uthit Naksawat) によって行なわれた。この調査は「タイ中部における農家負債と米穀取引引き」をテーマとしている。調査地域は中部タイのうちでもとくに灌漑が発達し、タイの穀倉といわれるメナム・チャオピアー（メナム河）デルタ（第1図の斜線部分）を中心とする20県（第1図参照）である。完全なランダム調査で、農家3000（集計農家2823戸）、米穀商300、精米所200、米穀販売協同組合34を県別の米生産高割合に応じて県ごとに分配、標本を抽出している。

この調査によって始めてトック・カウの実態が明らかとなった。この調査では利率、負債農家数、借り受け先が貸借方法別に調査されている。すなわち、物品、現金を借り受け、元金および利子を現金で支払う場合と、トック・カウと呼ばれる籾で支払う方法による場合とに大別し、後者を元本、利子ともに籾で支払うものと、利子だけを籾で支払うものに細分して調査されている。

そこで本小論では、このウチット教授の調査をもとに、中部20県（アンドルースがとくに問題とする地域でもある）における農家負債の実態を紹介して、従来の調査上の欠陥を補い、商人（華僑）＝高利貸しという結びつきは問題でないとするアンド

ルースの見解について若干の批判を加えたい。

(注1) この条約は1855年ラーマ4世、モンクート(Mongkut)王とイギリスのサー・ジョン・ボーリング(Sir John Bowring)のあいだで締結され、1856年4月に発効している。この条約はすでにジャムとイギリスのあいだで締結されていたバーニー条約(Burney Treaty, 1826)を改訂したものである。これによって治外法権、イギリス商人による取り引き活動の制限撤廃、関税の改訂——輸入課税については3%を限度とする従価関税、輸出品に対する関税、国内通行税などの負担の軽減とその固定化などが取りきめられた。とくに貿易取り引き制限の撤廃と低率関税は先進諸国の商品、とくに消費物資が国内消費産業を圧倒する道を拓いている。この条約締結を契機として、同内容の条約がアメリカ(1856)、フランス(1856)、デンマーク(1858)、ポルトガル(1859)、オランダ(1860)、ドイツ(1862)、スウェーデン(1868)、ノルウェー(1868)、ベルギー(1868)、イタリア(1869)、オーストリア・ハンガリー(1869)、スペイン(1870)、日本(1898)、ロシア(1899)などの諸国とのあいだに結ばれている。

(注2) James C. Ingram, *Economic change in Thailand, since 1850*, Stanford, Stanford Univ. Press, 1955. p. 36.

(注3) *Ibid.*, p. 36.

(注4) *Ibid.*, p. 37.

(注5) *Ibid.*, p. 37.

(注6) Kamol Odd Janlekha, "A Preliminary Study of the Economic Condition of Rice Farmers in Bangchan, Thailand", A thesis Presented to the Faculty of the Graduate School of Cornell Univ. for the Degree of Master of Science, Unpublished, 1951, p. 60.

Howard Keva Kaufman, *Bangkhuad; A Community Study in Thailand*, (Monographs of the Association for Asian Studies, No. 10), New York, the Association for Asian Studies, 1960, p. 67.

Laurence Cecil Judd, "A Study of the Cultural Organization of Tong Taa Village in Thailand", A thesis presented to the Faculty of the Graduate School of Cornell Univ. for the Degree of Master of Science, Unpublished, 1954, pp. 24~25.

(注7) Thailand, Ministry of Commerce and Communication, *Siam, Nature and Industry*,

Bangkok, Bangkok Times Press, 1930, p. 252.

(注8) 1910年従来人頭税がタイ人年7パーツに対し華僑人頭税は平均約1.5パーツであったが、税法を改正平等の人頭税を徴集することになった。これに反対した華僑は営業を停止した。この罷市によってタイ人ははっきりと全商業活動が華僑によって掌握されていることを認識し、華僑に対する反感がタイ人社会に芽生えた。

(注9) 1914年アサババフ(Asavabahu)なるペンネームで(この筆名はラーマ6世と伝えられる)、タイ語新聞紙上に発表された論文である。この論文は華僑排斥運動の口火を切ったものとしてタイ歴史上重要視されている。まず最初に、ユダヤ人のヨーロッパにおける活動を述べ、次に華僑は「どこに住もうと何国の国籍に属しようと支那人は本質的に支那人たる特質を失わない」人種的非同化性と民族的自負心、拜金主義の点でユダヤ人と異なるところが無い。ユダヤ人よりさらに悪いことは支那人は祖国を有しており、「この点においてユダヤ人はその保護を受けている国の富を海外に流出せしめる支那人よりよしましである」として、極力華僑の罪悪を糾弾している。この論文は最初の2章はヨーロッパにおける反ユダヤ理論を取り扱い、最後の2章で華僑を扱っている。この最後の2章は Kenneth Perry London, *the Chinese in Thailand*, New York, I. P. R., 1941 の翻訳、太平洋問題調査会訳、『外国の華僑』、57~69ページに全文掲載されている。

(注10) 東亜研究所、『泰国農民と華僑——ジャム農村経済調査を中心として——』101~102ページ。

(注11) Carl C. Zimmerman, *Siam, Rural Economic Survey, 1930~31*, Bangkok, Bangkok Times Press, 1931.

(注12) *Ibid.*, p. 195.

(注13,14) *Ibid.*, 199.

(注15) James M. Andrews, *Siam, 2nd Rural Economic Survey, 1934~35*, Bangkok, Bangkok Times Press, 1935.

(注16) *Ibid.*, p. 308.

(注17) *Ibid.*, p. 332.

(注18) *Ibid.*, p. 336.

(注19) *Ibid.*, p. 332.

(注20,21) *Ibid.*, p. 317.

(注22) Erich H. Jacoby, *Agrarian Unrest in Southeast Asia*, New York, Asia Publishing House,



1961, p. 248.

(注23) James C. Ingram, *op. cit.*, p. 67.

(注24) John C. Kassebaum, *Thailand Economic Farm Survey, 1953*, Bangkok, Ministry of Agriculture, 1953.

(注25) Uthit Naksawat, *Phawa nisin khong chawna lae kan kha khaw nai Phak klang Prathet Thai, P. S. 2500~2501*, Bangkok, Ministry of Agriculture, 1958.

## II

現在、中部20県の農家負債において、商人（華僑）＝高利貸しという結び付きは問題でないか考察する。

まず農家の負債状況を概観する。ついでそれら農家負債の特徴的型態を負債の性格、貸し付け者、担保と利率等で見ながら、農家負債の問題点を求める。そしてそれら問題と商人（華僑）との関係を考察するという順序で見えてゆく。

### (1) 中部20県における農家の負債状況

ウチット教授の調査によると、有負債農家は全調査農家2823のうちの1419農家で、約50%を占める。経営規模別に見ると全有負債農家の約80%は60ライ以下の中小規模の農家に集中している。しかし有負債農家の全調査農家に対する比率は経営規模による変動はない。この地域の農家の半数以上は経営規模に関係なく負債を有しているといえる。負債額は調査農家当たりで1593バーツ、有負債農家当たりでは3168バーツである（第1表）。調査年次、調査農家も異なるので単なる参考数字にすぎないが、1953年調査によると、中部1農家当たりの財産評価額は3万8641バーツとなっており、この有負債農家当たりの負債額3168バーツその約9%にあたっている。

1953年調査から、タイ全地域の負債状況を見る

第1表 1957年中部20県における有負債農家と負債額

経営規模 (ライ)	全調査 農家数	有負債 農家数	% *	負債額	有負債農 家当り平均 負債額
1~20	603	235	38	386,003	1,642
21~40	1,064	532	50	1,428,923	2,685
41~60	608	339	56	1,104,831	3,259
61~80	274	149	55	639,955	4,295
81~100	141	90	63	452,497	5,027
101以上	133	74	55	483,761	6,537
計	2,823	1,419	50	4,495,970	3,168

(注) \* 全調査農家に対する有負債農家の比率。

(出所) *Phawa nisin khong chawna lae kan kha khaw nai Phak klang Prathet Thai, P. S. 2500~2501*, Tarang 6, 14, 15 より作成。

第2表 1953年全国負債農家比率と1戸当たり負債額

地 域	調査農家に対する 負債農家の比率	調査農家当たり 平均負債額
中 部	35.27%	967バーツ
東 南 部	27.91	478
東 北 部	15.77	91
北 部	4.12	41
西 南 部	11.39	342
南 部	18.29	389
全 地 域	20.69	421

(出所) *Thailand Economic Farm Survey, 1953*. Table 113. (P. 246).

と、全国平均で調査農家に対する有負債農家の比率は20.69%、1農家当たりの負債額は421バーツである。もっとも負債の多い中部でも前者が35.27%、後者が967バーツである（第2表）。

中部20県は大体1953年調査の中部に含まれる諸県であるが、この中部と中部20県の負債状況を比較して見ると、有負債農家比率35%に対し50%と15%も高く、1農家当たり負債額でも967バーツに対し、1593バーツと626バーツも多くなっている。全国的に見て、この中部20県はとくに負債の多いことを知る。しかしこの両調査には1953年と1958年という調査時点にずれがあり、また両調査とも標本調査で、標本抽出法も違っているので、この調査結果だけを比較して、その差からこのように

結論づけるのは危険である。そこで中部20県の県別負債状況からこの点を補足しておきたい(第3表)。一般に負債の多いのはデルタ地帯(第1図斜線部分)の諸県で、とくにプラナコン、サムットプラカーン、チャチュンサオの諸県はいずれも80%以上が有負債農家であり、調査農家当たりの負債額も5000パーツ近くなっている。これに対し、デルタからはずれる諸県、チャタプリー、ピチット、パーチャブーンなどは、有負債農家は27%、36%、4%と低く、調査農家当たり負債額も1000パーツ前後(パーチャブーンはわずかに14パーツ)となっている。このように中部でもデルタ地帯とその他地域では、その差がはげしいことがわかる。1953年調査の地域区分の中部(27県)には、この負債の少ないデルタ地帯外の諸県が多く含まれ、1958年調査

では少ないので、地域を平均した場合このような差となって現われたとみるべきであろう。いずれにせよ、このデルタ地帯を中心とする20県は、タイ全国の中でもとくに負債の多い地域とみてよい。

(2) 負債の性格

この中部20県はクローン・ランシット(Klong Rangsit)をはじめ、灌漑施設の発達している地域で、1957年にはタイの米総生産高の37%を生産、タイにあってもっとも米の商品化率の高い地域である。農家負債の多いのも当然であろう。この地域の負債が生産信用の結果であれば、他の地方に比べていちじるしく集約経営化していることの傍証とも見うるのであって憂うこともない。問題はそれが生産信用的色彩が強いが、あるいは消費信用としての色彩が強く、労働力の再生産以上にはなんらの生産技術の向上をもたらしなにかにある。そこで1957年の中部20県における有負債農家の借り受け目的から負債の性格をみよう。

第3表 1957年タイ中部20県の県別負債農家数と負債額

県名	調査農家数	全有負債農家数		負債額(パーツ)	調査農家当たり負債額(パーツ)
		農家数	% <sup>(1)</sup>		
プラナコン	141	122	87	340,770	2,417
パトムターニー	133	71	53	230,550	1,733
ノンタブリー	60	29	48	96,800	1,613
サムットプラカーン	124	106	85	587,650	4,739
サムットサーコン	60	31	52	133,900	2,231
チャチュンサオ	198	162	82	709,900	3,585
アユタヤー	280	145	52	320,420	1,144
ラーチャプリー	107	32	30	47,900	448
カーンチャナプリー	30	11	37	21,300	710
スパンブリー	388	184	47	622,550	1,605
チョンブリー	92	37	40	136,300	1,482
アーングトーン	107	40	37	130,450	1,219
サラブリー	116	66	57	212,990	1,922
ロップブリー	149	76	51	189,519	1,272
ブラーチャンブリー	115	66	57	96,900	843
チャイナート	164	65	40	227,541	1,487
ナコンサワン	197	82	42	23,050	119
チアンタブリー	30	8	27	29,080	969
ピチット	225	82	36	236,900	1,053
パーチャブーン	107	4	4	1,500	14
	2,823	1,419	50	4,495,970	1,593

(注) (1) 調査全農家に対する比率。(2) 全有負債農家に対する比率。

(出所) Phawa nisin khong chawna lae kan kha khaw nai Phak klang Prathet Thai, P. S. 2500 ~2501, Tarang 16, 17 より作成。

第4表にみるようにその目的は9項目に分けられる。生活費としての借り受けがもっとも多く、

第4表 1957年中部タイ20県における有負債農家の経営規模別借り受け目的別割合(単位 ライ)

借受目的	経営規模(%)						計
	1~20	21~40	41~60	61~80	81~100	101以上	
旧積返済	4	9	10	3	9	4	8
土地購入	3	3	4	7	5	6	4
農機具購入	7	8	5	7	7	8	7
生活費	41	32	34	33	36	27	34
役畜購入	10	9	9	9	6	10	9
土地改良、開拓	1	*	*	*	1	1	1
農業経営費	26	31	30	30	27	34	29
冠婚葬祭費	3	3	2	3	1	2	2
その他	5	5	6	8	8	7	6
計	100	100	100	100	100	100	100

(出所) Phawa nisin khong chawna lae kan kha khaw nai Phak klang, Phathet Thai, P. S. 2500 ~2501, Tarang 21.

全負債農家の34%を占めている。つぎに多いのは農業経営費（農業の流動資本—種子および肥料購入費、労賃等が含まれる）で29%を占めている。生産目的を考えられる農機具購入、土地購入、土地改良、開拓等のための借り受けは21%にすぎない。またこのような借り受け目的の割合は経営規模別にみた場合もあまり変わっていない。全体的にこの地域の負債は消費信用的色彩が強いといえるし過去3回の調査報告では、ジンマーマンの調査報告だけが借り受け目的にふれているが、かれは中部における負債理由を多い順に、土地購入、濫費、連年の不作、種子の必要、食物の不足、家畜の滅失、賭博としており、中部では生産目的とみられる土地購入のための借り受けが多いとしている。しかしながら、このウチット教授のこの調査では4%にすぎない<sup>(註26)</sup>負債状況とこの負債の性格からみて、タイにおいてこの地域はもっとも貧困であり、この地域の農家負債の問題は深刻であるといえる。1934~35年調査から、アンドルースがタイ農家負債問題は中部でもとくにデルタ地域の問題としているが、これは今日でも変わっていない。

### (3) 貸付者

この国における農民への資金供給は4つのルートで行なわれている。政府（内務省福祉局、農務省米穀局、畜産振興局、水産局）、信用協同組合、商業銀行、個人などである。1957年の中部デルタにおける農家の借り受け先と借り受け金額をみると、信用協同組合より借り受けている農家は、全有負債農家1419戸のうち139戸、10%にすぎず、借り受け額では全借り受け額のわずか7%を供給しているにすぎない。商業銀行より借り受けている農家はわずかに1農家で、借り受け額も1%に満たない。政府より直接借り受けている農家は皆無である。有負債農家1419戸のうち1280戸、90%は個人

より借り受けている（第5表）。

商業銀行の貸付が少ないのは、この地域の資金需要内容が前述のように消費を主とするものである。信用協同組合はまえにもふれたように、1917年の大洪水を機に創設されており、その歴史は古い。1960年現在、9985組合があつて全国448郡（Amphu）のうち261郡に設置され、71県（Cangwat）のうち63県に及んでいる。しかしながら、組合加入農家は約19万で、同年の国勢調査による全国農家数341万0309戸の5.5%を加入せしめているにすぎない。この中部20県調査でも、全調査農家2823のうち加入農家は153戸にすぎず、5.4%の比率となっている。信用協同組合はこの国の唯一の農業金融機関であるが、このような加入農家比率からみて、歴史は古いがあまり発展していないといえる。

組合の発展を阻害している原因は種々挙げられる。主たるものとして次の3点が指摘できる。(1)はこの国信用協同組合がライフファイゼン型を基礎としている点である。すなわち(イ)限定した地域で作ること、(ロ)相互に知り合いたること、(ハ)品行方正にして共同一致できる性格を有すること、(ニ)ある程度の読み書き、計算ができ、事業経営能力のあること、(ホ)連帯無限責任の組合であることなどの規制から、厳格な身分、能力の検討を行なわざるをえず、その結果、文盲農民やほとんどの土地無所有農家の加入が妨げられていること。(2)は今日、組合の貸付はほとんど土地購入、土地改良、生産用具役畜の購入、旧債の返済などの目的に対してなされ、農民がもっとも必要とする農業経営費、生活費などの緊急を要する資金の貸付は少ないため一般農民の組合への関心が薄いこと。(3)は貸付資金に不足していること。1953年におけるタ

イの1農家当たり平均負債額は421パーツ、1950年農業センサスによれば1ライ以上の土地を所有する農家戸数は約212万となっているので、この両数字を基礎に1953年の全農家負債額を推定すると、8億9252万パーツとなる。これに対して1953年信用協同組合の農民への貸付額は7469万パーツで、総負債額の8.4%を供給しているにすぎない。中部20県の調査で、農民が信用協同組合以外の個人より借り受ける理由についてアンケート調査されている(注27)。それによると、協同組合に加入できないからとするもの47.58%、必要時に借り受けられないからとするもの36.02%、必要額を借り受けられないからとするもの23.59%となっており、信用協同組合の現状をよく物語っている。このような事情から現在農民への資金供給はまったく個人貸付に依存せざるをえない状態にある。

中部20県の個人貸付は、富裕者(金貸し—専門的金貸し、農民であって金貸しを兼ねる者も含む—と思われる)、地主(地主一般ではなく小作農の直接の相手たる地主を指すようである)、商人(米穀商人、その他商人—米穀商以外の商人を指す)、親戚、友人、その他個人(官吏等)、精米所などによって行なわれている。有負債農家の借り入れ先別比率をみると、親戚が26%ともっとも多く、富裕者21%、商人19%(米穀商人9%、その他商人10%)、友人11%、地主8%、その他個人3%、精米所2%となっている。そして個人以外で協同組合からの借り受けが10%ある。借り受け金額の借り入れ先別比率ではその順序に若干の違いがあり、富裕者からの借り受け金額がもっとも多く29%、ついで親戚21%、商人17%(米穀商11%、その他商人6%)、友人12%、地主9%、その他個人3%、精米所1%となっている。そして個人以外に協同組合からの借り受け金額が7%ある。この両比率から、農家が必要と

する資金の93%を供給する個人貸付の中でも親戚はともかくとして、商人は富裕者とならんで主要な位置を占めていることがわかる。

#### (4) 担保と利率

個人貸付が農家負債において問題となるのは、その貸付農家数、貸付額の大きさよりはむしろ貸付方法すなわち貸付にあたっての担保と利率であろう。ついでこの2点を貸借契約の内容を手がかりとして検討しよう。

第5表 1957年タイ中部20県における有負債農家借入先別戸数と負債額

借り入れ先	借受農家		借受金額		平均借受額 (パーツ)
	戸数	%	金額 (パーツ)	%	
富裕者	305	21	1,274,445	29	4,178
地主	120	8	405,600	9	3,380
米穀商人	128	9	477,500	11	3,730
その他商人	135	10	282,090	6	2,089
親戚	369	26	934,010	21	2,531
友人	157	11	543,870	12	3,464
その他個人	40	3	120,875	3	3,021
精米所	25	2	83,700	1	3,348
商業銀行	1	—	2,500	—	2,500
信用協同組合	139	10	271,380	7	1,952
計	1,419	100	4,495,970	100	3,168

(出所) Phaua nisin khong chawna lae kan kha khaw nai Phak klang Prathet Thai, P. S. 2500 ~2501, Tarang 19 より作成。

中部20県における個人貸付は、文書契約、あるいは口約束で、貸付時に取り決めを行なうのが普通である。1957年中部デルタにおける貸付件数1544件のうち、文書契約に貸し付けられているもの809件(52.39%)、口約束によるもの547件(35.43%)となっている。この文書契約、口約束による1356件の取り決め内容は9項目に分けられ、その頻度は次のようである。(1)期限内に返済しなければならぬ(期限を定める)710件(52.36%)、(2)糶で利子を支払うこと(糶支払量を定める)320件(23.60%)、(3)糶で元本、利息を支払うこと(糶支払量を定める)206件(15.19%)、(4)債権者に糶の一部を売り

渡さなければならぬ200件(14.75%)、(5)債権者の  
の粍のすべても売り渡さなければならぬ64件  
(4.72%)、(6)買物(宝石類)を必要とする86件(6.34  
%)、(7)担保(土地)を必要とする380件(28.02%)、  
(8)利息を現金にて支払う(利子率を定める)830件  
(61.21%)、(9)その他233件(17.18%)となっている  
(注28)。この契約内容から、物的担保を要求してい  
るものは1356件のうち466件(34.43%)にすぎず、  
全体的には対人信用が支配的であることがうかが  
える。担保には、(6)、(7)の物的担保と(4)、(5)の立  
毛担保(青田貸し)があり、利子支払い法には、(8)  
の現金で支払う場合、(2)の粍で利息を支払う場合、  
(3)の元本、利息をともに粍で支払う場合があるこ  
とがわかる。

担保についてみよう。物的担保としては宝石類  
と土地が要求されている。とくに問題となるのは、  
高利貸しが土地取得をねらって土地抵当を要求す  
る場合である。しばしば債務支払いのための土地  
移動がおり、そのために小作化の進展がみられ  
るからである。この1958年調査で、債務不履行か  
ら債権者によって資産押収を受けた農家について  
調査されている(注29)(押収された資産の内容について  
ふれられていないが、1953年調査によると、中部の農家  
当たりの総資産評価額で、土地の占める場合は54.2%で  
あり、当然土地が中心になっているものと思われる)。  
それによると、1948~58年の10年間に、調査農家  
2823戸のうち、資産を押収された経験をもつ農家  
は18戸にすぎない。いずれも地価の高いプラナコ  
ン県週辺諸県(ラーチャブリー、カーンチャナブリー、  
ノントブリー、パトナムターニー、サムットサーコン、サ  
ムットソクラム、サムットプラカーンなど)に在任  
する小農である。押収した債権者の内訳は富裕者  
が11戸、地主4戸、その他商人2戸、親戚1戸と  
なっている。この18戸のうち、これを契機として

小作農への転化を余儀なくされたのはわずかに8  
農家である。1957年、中部20県における貸付の28  
%が土地担保で行なわれているが、このような実  
態から、高利貸しの土地取得をねらっての貸付は  
少ないことがわかる。土地担保は現在のタイ農家  
負債ではあまり大きな問題ではない。立毛担保(青  
田貸し)での貸付は総貸付件数の約20%を占める。  
立毛担保は高利貸しが農民に不利な条件での売り  
渡しを強制することで問題とされる。立毛担保に  
よる貸付件数264件について、さらに取引時の粍価  
決定方法が調査されている。それによると、債権  
者が粍価決定の権利をもつことを条件とするもの  
52件(19.69%)、地方市場価格より低価で売り渡す  
ことを条件とするもの20件(7.58%)など(注30)、不  
利な条件で粍売り渡しを強制する貸付が72件含ま  
れている。担保で問題となるのは、土地担保の場  
合ではなく、むしろこの立毛担保の場合であろう。  
立毛担保を要求する高利貸しについては調査され  
ていない。しかし、ジャコビーは「華僑仲買人の  
活動でもっとも危険な面は、かれらの貸付が粍の  
青田買いと組み合わせで行なわれることにある」  
(注31)と述べ、また尾崎氏も「立毛担保——<青田  
売り>は農民と粍仲買人のあいだでは一般的に行  
なわれている事実である」(注32)と述べているので、  
このような方法は主として米穀商の貸付が用いら  
れていることが推定できる。

つぎに利率についてみよう。協同組合の貸付利  
率は年10%で低く問題ではない(協同組合銀行ある  
いはチェングワット協同組合銀行——現在チェン・マイ、  
ウットラディットの2県に設置されている——が所属組  
合に年7%で融資し、組合がこれを10%で貸付けてい  
る)。問題は個人貸付の場合の利率である。個人よ  
り借り受けている農家総数1280戸のうち無利息で  
借り受けている農家は79戸(6.17%)にすぎない。

残り93.83%の農家のそれは利付負債である。先述した個人貸付の契約内容から、利息支払方法には次の3型態があることを知った。すなわち、(1)現金にて支払う型、(2)糶で利息を支払う型(利息だけを糶で支払い、元本は現金にて弁済する型で、糶支払量は契約時に定められる)、(3)糶で元本、利子を支払う型(元本部分、利子部分を分けしないで、貸付額に対して糶支払量どのくらいと契約する型で、糶支払量は契約時に定められる)。この(2)、(3)がいわゆる ジンマーマン、アンドルース がともに問題としたトック・カウによる貸付である。個人より借り受けている農家をこの支払い型態によって分けてみると第6表のとおりである。

個人より借り受けている農家総数1280戸のうち、現金で支払う型で借り受けているのが675戸(52.73%)、トック・カウの型で借り受けているもの526戸(41.09%)である。そのほかに無利息で借り受けている農家が79戸(6.17%)がある。中部20県で利付負債を有する農家の約半分はトック・カウの型で借り受けているといえる。

個人貸付の場合の利率を現金で支払う場合、トック・カウによる場合と支払い型態に分けて考察する。

(1) 現金で支払う場合の利率(第5表)

第6表 1957年中部20県における個人より借り受けている農家の利息支払い型態別戸数と比率

経営規模 (ライ)	個人より借り受けている農家				
	農家数	無利息に借り受ける農家	現金にて支払う型で借り受ける農家	トック・カウの型で借り受けている農家 利息だけを糶で支払う	元本・利息とも糶で支払う
1~20	218	16	117	47	38
21~40	479	32	264	109	74
41~60	308	15	153	89	51
61~80	137	9	67	38	23
81~100	74	2	36	22	14
101以上	64	5	38	15	6
計	1,280	79	675	320	206
個人より借り受けている農家の利息支払い型態別比率	100 (%)	6.17 (%)	52.73 (%)	25.00 (%)	16.09 (%)

(出所) Phawa nisin khong chawna lae kan kha khaw nai Phak klang Prathet Thai, P. S. 2500 ~2501. Tarang 22, 24, 27 より作成。

最低1~15%、最高76%以上(ウチット教授は120%が最高であったと述べている)となっている。この型で借り受けている農家は第6表でみるように、675戸ある。そのうち、年16~25%の利率を支払った農家をもっとも多く31.12%を占めている。経営規模別にみた場合、61ライ以上の農家が支払った利率は56~65%どまりである。61ライ以下の中・小規模農家の支払った利率は76%以上に達する場合もある。しかし経営規模別の中間利率(最高利率

第7表 1957年中部20県における協同組合以外より借り受けている農家の利率別比率(現金にて支払う場合)

経営規模 (ライ)	利率別農家の比率(%)								計
	1~15	16~25	26~35	36~45	46~55	56~65	66~75	76以上	
1~20	9.65	30.26	7.89	13.16	7.46	12.72	5.26	1.75	100
21~40	8.94	27.24	9.15	18.09	11.38	11.99	0.81	1.42	100
41~60	7.87	33.77	8.52	21.64	8.20	8.85	0.33	1.97	100
61~80	6.67	34.81	9.63	22.96	9.63	5.93	—	—	100
81~100	8.23	36.99	9.59	13.69	13.69	13.69	—	—	100
101以上	5.26	25.53	7.89	23.69	10.53	5.26	—	—	100
計	8.33	31.12	8.79	18.65	9.86	10.47	1.30	1.30	100

(出所) Phawa nisin khong chawna lae kan kha khaw nai Phak klang Prathet Thai, P. S. 2500~2501, Tarang 22 より作成。

第8表 中部20県における現金にて支払う場合の中間利率(1957年)

経営規模(ライ)	中間利率(%)
1~20	25
21~40	29
41~60	25
61~80	25
81~100	26
101以上	25

(出所) Phawa nisin khong chawna lae kan kha khaw nai Phak klang Prathet Thai, P. S. 2500~2501, Tarang 10 より作成。

と最低利率の中間をとる) (第8表) では、経営規模別にはほとんど変動なく、25~29%となっている。現金で支払う場合の一般的な利率は25~29%で、月

約2%位の利率とみてよい。

(2) トック・カウによる場合の利率

(a) 籾で利率を支払う場合——ウチット教授の調査では、1957年における借り受け金100パーツに対して、年利として支払われた籾の量で表示されている。ここでは利率を明確にするため、同調査の米穀取引調査から明らかにされている。1957年中部20県における籾の平均庭先価1タンク当たり8.3パーツ(注33)を基礎にして現金に換算付記する(第9表)。

第9表 1957年中部20県における協同組合以外より借り受け、籾で利息を支払った農家の支払量別比率

経営規模 (ライ)	籾で利息を支払った農家数		現金パーツに対し年間利息として支払った籾の量											
			1~5タンク		6~10タンク		11~15タンク		16~20タンク		21~25タンク		26~30タンク	
			戸数	% <sup>(1)</sup>	戸数	% <sup>(2)</sup>	戸数	% <sup>(2)</sup>	戸数	% <sup>(2)</sup>	戸数	% <sup>(2)</sup>	戸数	% <sup>(2)</sup>
1~20	47	21.55	31	65.95	14	29.78	1	2.12	1	2.12	—	—	—	—
21~40	109	22.75	71	65.13	26	23.85	8	7.33	—	—	3	2.75	1	0.91
41~60	89	28.89	61	68.53	23	25.84	2	2.24	1	1.12	1	1.12	1	1.12
61~80	38	27.73	28	73.68	9	23.68	—	—	1	2.63	—	—	—	—
81~100	22	29.72	16	72.72	6	27.27	—	—	—	—	—	—	—	—
101以上	15	23.43	12	80.00	3	20.00	—	—	—	—	—	—	—	—
計	320	25.00	219	68.44	81	25.31	11	3.44	3	0.93	4	1.25	2	0.62
	現金に換算した場合の利率 <sup>(3)</sup>		8.3~41.5%		49.8~83%		92.3~124.5%		132.8~166%		174.3~207.5%		215.8~249%	

(注) (1)協同組合以外より借り受けている農家全戸数に対する比率。(2)籾で利息を支払った全農家に対する比率。

(3)1957年中部20県における平均庭先価格1タンク当たり8.3パーツを基礎にして算出。

(出所) Phawa nisin khong chawna lae kan kha khaw nai Phak klang Prathet Thai, P. S. 2500~2501, Tarang 24 より作成。

最低1~5タンク(8.3~41.5%)、最高26~30タンク(215.8~249%)が支払われている。もっとも一般的なのは1~5タンクを支払うもので、籾で利息を支払った320農家の68.44%がここに集中している。経営規模別にみると、61ライ以上の農家が支払った籾の量は6~10タンク(49.8~83%)を最高とし、それ以上の量を支払っているのは60ライ以下の中・小規模の農家に限られている。借入金100パーツに対する利息として支払われている籾の平均量をみると、経営規模による差はほとんどない。1957年における全規模を通じての籾支払量

の平均は5.2タンクであって、100パーツに対して平均43.25パーツを支払っていることになり、平均年利率は43.25%となる(第10表)。(b)籾で利息、元本を支払う場

第10表 中部20県における100パーツの借入金に対し利息として支払われた籾の平均量(1957年)

経営規模(ライ)	支払われた籾の平均量(タンク)
1~20	5.0
21~40	5.7
41~60	5.2
61~80	4.6
81~100	4.4
101以上	4.0
平均	5.2

(出所) Phawa nisin khong chawna lae kan kha khaw nai Phak klang Prathet Thai, P. S. 2500~2501, Tarang 13 より作成。

第11表 1957年中部20県における協同組合以外より借り受け、粃で元本・利息とも支払った農家の支払量別比率

経営規模 (ライ)	粃で利息・元本を支払った農家		100パーツに対し、年間利息および元本として支払った粃の量											
			10～15タンゲ		16～20タンゲ		21～25タンゲ		26～30タンゲ		31～35タンゲ		36～40タンゲ	
	戸数	% <sup>(1)</sup>	戸数	% <sup>(2)</sup>	戸数	% <sup>(2)</sup>	戸数	% <sup>(2)</sup>	戸数	% <sup>(2)</sup>	戸数	% <sup>(2)</sup>	戸数	% <sup>(2)</sup>
1～20	38	17.43	13	34.21	27	71.05	2	5.26	—	—	—	—	1	2.63
21～40	74	15.45	26	35.14	34	45.95	9	12.16	—	—	2	2.70	—	—
41～60	51	16.56	13	25.49	30	58.82	4	7.84	1	1.96	1	1.96	—	—
61～80	23	16.79	9	39.13	11	47.83	3	13.04	—	—	—	—	—	—
81～100	14	18.92	3	21.43	6	42.86	5	35.71	—	—	—	—	—	—
101以上	6	9.38	1	16.67	4	66.67	1	16.67	—	—	—	—	—	—
計	206	16.09	65	31.55	112	54.37	24	11.65	1	0.49	3	1.45	1	0.49
現金に換算した場合の <sup>(3)</sup> 利率			～24.5%		32.8～66%		74.3～107.5%		115.8～149%		157.3～190.5%		199.8～232%	

(注) (1) 協同組合以外より借り受けている全農家に対する比率。(2) 粃で利息・元本を支払った全農家に対する比率。(3) 1957年中部20県における平均庭先価格1タンゲ当たり8.3パーツを基礎にして算出。

(出所) Phawa nisin khong chawna lae kan kha khaw nai Phak klang Prathet Thai, P. S. 2500～2501, Tarang 27 (P. 91) より作成。

合——1958年調査では、1957年における借り受け金100パーツに対する年利および元本として支払った粃の量で表示されている。ここでは、(a)と同様現金に換算した場合の利率を付記する(第11表)。

もっとも一般的なものは16～20タンゲ(32.8～66%)で、この型で借り受けた206農家の54.37%がこの割合で支払っている。経営規模別にみると、61ライ以上の農家が支払った粃の量は21～25タンゲ(74.3～107.5%)を最高とする。60ライ以下の中・小規模の若干の農家はこれよりも多量の粃を支払っているものがある。とくに1～20ライの経営規模農家の中には、36～40タンゲ(199.8～232%)も支払っているものがある。100パーツに対する年利および元本として支払われた粃の平均量をみると、経営規模別にはあまり変動なく、平均で17.2タンゲとなっている。これは100パーツに対して142.76パーツを平均支払っていることになるので、この型で借り受けた場合の平均年利率は42.76%となる(第12表)。

以上年利率を利息支払型態別に見た。現金で支

払う場合は最高120%に達しているが、一般的には25～29%で、月約2%程度で驚くほどの高利ではない。

これに対し、トック・カウによる場合——利息だけを粃で支払う場合には、最

高249%、平均で43.25%、また、元本、利息を粃で支払う場合には、最高232%、平均42.76%となり、現金で支払う場合の2倍以上の高利率であることがわかる。中部20県の農家負債で利率が問題となるとすればトック・カウの型で借り受けている場合のそれであろう。トック・カウの型で借り受け、高利を課せられている農家は、第6表でみるように、個人より借り受けている農家の41%を

第12表 中部20県において100パーツの借入金に対する年利および元本支払に使用された粃の平均量

経営規模 (ライ)	支払われた粃の平均量
1～20	19.3
21～40	16.4
41～60	16.8
61～80	16.5
81～100	18.6
101以上	17.9
平均	17.2

(出所) Phawa nisin khong chawna lae kan kha khaw nai Phak klang Prathet Thai, P. S. 2500～2501, Tarang 14 (P. 63) より作成。



占めており、この貸借方法の存在は戦前の調査でも問題とされていたが、現在の農家負債でも問題といえる。

つぎにトック・カウの型で貸付を行なう債権者についてみる。トック・カウの型で借り受けている全農家の借り受け先別比率は、商人36%（米穀商人18%、その他商人18%）、地主20%、富裕者14%、親戚13%、友人11%、その他個人2%、精米所4%となっている。トック・カウにより借り受けている全農家のうち、商人から借り受けている農家の占める割合がもっとも高い。また、この借り受け先比率から、トック・カウという貸付方法は、特定の個人貸付者によって用いられるものではなく、一般的に用いられている方法であるということがわかる。この方法はこの地域の農村金融上の慣行とみるべきであろう。トック・カウは一般的に用いられている方法ではあるが、個人貸付者によってその利用度は異なる。とくに地主、米穀商人、その他商人などは貸付にあたりそれぞれ89%、76%、70%、この方法を用いており、この3者の

貸付はほとんどトック・カウで行なわれているとみてよい（第13表）。なお商人の貸付のなかには信用売りの場合も含まれている。ウチット教授は、「商人は生活必需品を信用売りししばしばトック・カウの方法で代金を徴収している。農民の購入額が400~500バーツになった時に粳1クウィアンを支払うという契約を結んでいる」<sup>(注34)</sup>と述べている。1957年のこの20県の平均庭先価格で1クウィアンは830バーツであるから、信用買いの場合には農家は207.5~166%の利息を支払っていることになる。

以上中部20県における農家負債の実態からつぎのような諸特長が指摘できる。(1)消費信用的色彩が強い（生産信用はわずか21%）。(2)貸付はほとんど個人貸付に依存している（約90%）。(3)無担保対人信用が多い（約65%）。(4)高利である（とくにトック・カウによる場合は最高利率249%に達している）。

このような高利貸し資本的特長を有するこの地域農家負債で、とくに今日問題となるのは、立毛担保とトック・カウの存在であった。いい換えれば、粳の取得をねらったの貸付である。そして、このような貸付は商人（華僑）=高利貸しと密接な関連があることがわかった。

- (注26) Carle C. Zimmerman, *op. cit.*, p. 206.
- (注27) Uthit Naksawat, *op. cit.*, table 39, p. 106.
- (注28) Uthit Naksawat, *op. cit.*, table 31, p. 96.
- (注29) Uthit Naksawat, *op. cit.*, table 36, 37, pp. 103, 104.
- (注30) Uthit Naksawat, *op. cit.*, table 32, p. 99.
- (注31) Erich H. Jacoby, *op. cit.*, p. 248.
- (注32) 尾崎忠二郎、『タイの農業経済』、東京、農林水産業生産性向上会議、1959、230ページ。
- (注33) Uthit Naksawat, *op. cit.*, table 95, p. 263.
- (注34) Uthit Naksawat, *op. cit.*, p. 61.

第13表 借り受け先別トック・カウによる負債を有する農家数と比率（1957）

借り受け先	(a)協同組合以外より借り受けている農家戸数	トック・カウによる負債を有する農家				
		利息を粳で支払う農家	元本・子とで支払う農家	(b)トック・カウにより借り受けている農家	(b)の付別比率(%)	(a)に対する比率(%)
富裕者	305	54	23	77	14	25
地主	120	45	61	107	20	89
米穀商人	128	45	52	97	18	76
その他商人	135	58	37	95	18	70
親戚	369	54	15	69	13	19
友人	157	48	13	61	11	39
その他個人	40	6	2	8	2	20
精米所	25	10	2	12	4	48
商業銀行	1	0	0	0	—	—
計	1,280	320	206	526	100	41

(出所) Phawa nisin khong chauna lae kan kha khaw nai Phak klang Prathet Thai, P. S. 2500 ~2501, Tarang 24, 27 より作成。

### III

中部20県における商人＝高利貸しの活動実態からみて、アンドルースが1934～35年の調査から得た結論、「商人や仲買人が農民を圧迫する手段として貸金を利用するということはたいていの場合不当である」という主張は当然再検討されなければならない。

まず、かれがこのように主張する根拠を、Iにもどっていま一度みよう。

(1) 債権者の人種別比率から数的に華僑による貸付件数は非常に少ない。中部ではタイ人が90.52%貸付ているのに対し、華僑は9.48%であった。

(2) 華僑は不法利息を要求しない(法定利率は15%)。

(3) しばしば中部でみられる華僑の信用売りはほとんど無利息である。

(4) トック・カウはタイ人富農、金貸しが用いる貸付方法であって、商人が用いたところで問題とするにはあたらない。

以上4点がおもな拠所であった。

ウチット教授の中部20県調査結果から、これら4点を再検討しよう。Iの冒頭で述べたように、現在も中部農村における商人は華僑とみられるので、この調査における米穀商人、その他商人は華僑とみてよい。

(1) 商人は全有負債農家1419戸のうち263戸(19%)に貸付けており、21%を占める富裕者とならんで個人貸付の主体をなしている。

(2) 商人の貸付は70%以上トック・カウによって行なわれている。トック・カウによる貸付の場合、その平均年利率は、利息だけを糶で支払う場合43.25%、元本、利息とも糶で支払う場合42.76%で、法定利率をはるかに上回っている。

(3) 信用売りの場合は、ウチット教授の記述にみるように、普通トック・カウの方法で代金を徴

収しており、一般に166～207.5%程度の利息が課せられている。

(4) トック・カウにより借り受けている農家全体の36%は、商人から借り受けた農家であり、また個人貸付者側の利用度からみても地主とならんでもっとも多くこの方法を用いている。これらの点から、たしかにトック・カウは商人だけが用いる貸付方法ではないが、この方法を用いる個人貸付者で問題となるのは商人といえる。

このようにアンドルースの拠所とする4点は、中部20県の調査でかれの調査上の欠陥が補われるに及んですべて否定された。したがって、「商人や仲買人が農民を圧迫する手段として貸金を利用するということはたいていの場合不当である」とする主張も否定されなければならない。

中部20県の農家負債の実態から、今日農民を苦しめているのは商人＝高利貸しの貸付で多く見られる立毛担保、トック・カウであることを知った。これは米の商品化過程への商業資本＝高利貸し資本の吸着、農民のかれらへの従属を物語るものであって、金融機関の未発達、高率地代(土地所有関係)とともに、このように商人＝高利貸しの農民搾取を許している米穀流通機構の未発達も農家負債の問題点とすべきであろう。

(アジア経済研究所海外派遣員)

—在バンコク—